

岩手県告示第191号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

令和6年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 二級河川久慈川水系久慈川

2 指定区間

(1) 左岸 久慈市山形町川井第14地割2番地先（沢繋橋）から久慈市山形町戸呂町第11地割38番182地先（日野沢川合流点）まで

(2) 右岸 久慈市山形町川井第13地割67番1地先（沢繋橋）から久慈市山形町川井第4地割48番123地先（日野沢川合流点）まで